

## 佐賀県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年五月二十日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 施行者の名称

有田町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画下水道事業 有田町公共下水道

### 三 事業施行期間

平成七年一月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

変更なし

#### (二) 使用の部分

平成七年佐賀県告示第四十七号、平成十一年佐賀県告示第四百七十五号、平成十五年佐賀県告示第六十四号及び平成十九年佐賀県告示第二百九十七号の事業地に西松浦郡有田町中の原一丁目、中の原二丁目、赤絵町一丁目、赤絵町二丁目、稗古場一丁目、稗古場二丁目、幸平一丁目、幸平二丁目、白川一丁目及び白川二丁目を加え、西松浦郡有田町岩谷川内一丁目、岩谷川内二丁目及び岩谷川内三丁目地内において事業地を変更する。